委 託 仕 様 書

中京区役所地域力推進室（まちづくり担当）
（担当　谷川、佐竹　電話 812-2421）

件　　名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務
契　約　期　間	契約の日から令和８年１２月２８日まで
契　約　条　件	**１　目　的** 本業務は、「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」内で発生した産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項」その他これに関連する条例・規則を遵守して、運搬・処分することを目的とする。 **２　収集運搬、処分** (1)　本業務は、産業廃棄物を適正に収集運搬、処分するものとする。 (2)　収集運搬する産業廃棄物の性状 種　　類：①廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず等の混合状態（屋上及び地下１階 機械室） 数　　量：事前に本市担当者へ連絡のうえ、見積書の提出締切日までに現地確認すること 臭　　気：無 発生工程：中京区役所の業務による。 荷　　姿：廃プラスチック他 通常の保管状況下での性状変化：無 (3)　収集場所 名　　称：中京区役所 施設所在地：京都市中京区御池下る西三坊堀川町５２１番地 収集場所は、屋上及び地下１階（機械室）とする。 車両は、岩上通側スロープから地下駐車場へ出入りすること（出入口の高さ制限は２．１ｍ）。 変更する場合は、両者協議のうえ決定する。 (4)　本仕様書における業務は、収集運搬車両までの運搬及び積み込み作業を含むものとする。 (5)　搬出は、本市の指定する日時（土曜日、日曜日及び祝祭日不可）とする。詳細については、別途協議するものとする。 (6)　本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途協議する。

	(7)　マニフェスト(用紙)については収集運搬業者で用意することとし、必要事項を記入のうえ提出する。 ア　産業廃棄物引渡時・・・Ａ票 イ　収集運搬後１０日以内・・・Ｂ２票 ウ　処分終了後１０日以内・・・Ｄ票、Ｅ票 **３　見積書の単価** 収集運搬費用は、必要な車両台数・作業人員及び単価を記入すること。 処分費用は、予定数量及び単価を記入すること。 ※処分費用のみ、廃棄物の量に応じた単価契約とする。 **４　支払方法** 処分完了の計量伝票、完了届、支払請求書を提出し、本市の確認後、支払うものとする。 **５　その他** 業務の実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受託者の責任において賠償するものとする。